

## 損害賠償請求って得するの？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、損害賠償請求は得するののか、というお話をさせていただきます。

損害賠償請求というのは、事故に遭わされたり、約束を破られたりして、損害が生じたという場合に、相手方に対してその損害を請求するというもので、法律で認められています。

例えば、交通事故にあったときに、被害者の方が加害者に請求するという例や、特許権とか商標権を侵害した、ということで損害賠償を請求するという例があり、こういうのを不法行為といいます。

また、契約違反や約束違反があったので、違反した相手方に損害賠償を請求するという例があり、こういうのを債務不履行といいます。

では、結局、損害賠償請求って得するののか、儲かるのか、という話なんですが、日本の法律では、実際に生じた損害を賠償する、つまり、元の状態に戻す、ということになっています。

つまり、原則としては、そういう事故や契約違反がなければ得られたであろう利益や、そういう事故や契約違反によって払わないといけなくなった費用が請求できる、ということになっています。

ですので、本来得られたであろう利益及び払わないといけなくなった費用を請求するということになりますので、基本的にはそれ以上は得はしない、つまり契約違反の例でいえば、原則としては、普通にビジネスをするよりは儲からない、ということになります。

アメリカには、州によって懲罰的損害賠償といって、悪いことをした人や会社が、実際の損害の数倍の賠償をしないといけない、という制度がありますが、日本にはありません。

また、弁護士費用も、日本では原則として、敗訴した方が、勝訴した方の弁護士費用を支払う、という制度がありません。例外として、損害賠償請求の場合には、裁判所に損害として認められた額の10%程度が弁護士費用の一部として認められることがある程度です。

ただ、損害賠償にあたっては支払われるまで遅延損害金を請求でき、旧民法では年5%、旧商法では年6%、現行民法では年3%を請求できますので、現在の銀行預金よりは有利とはいええます。

もともと、これも、契約違反の例であれば、事前に利率を決めていた方がこれより高い利率で計算できます。

ですので、通常は、普通にビジネスを行うより、損害賠償請求の方が儲かるということはないので、ビジネスの場面では、なるべく紛争にならないように、お互いに守れる内容の契約書を作るなど、色々気をつけておく必要があると思います。